

県外への集団避難

[双葉町の旧騎西高校への避難]

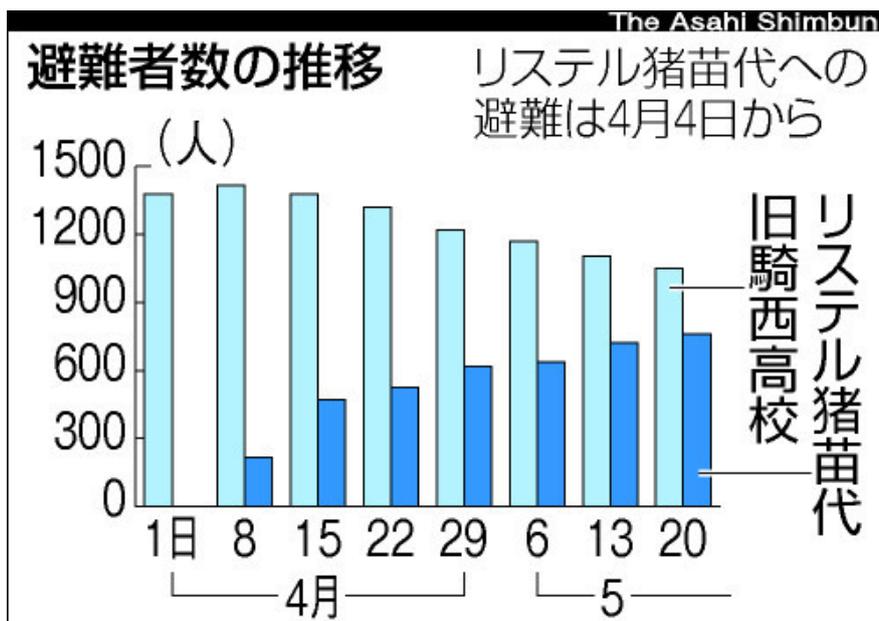
東京電力福島第1原発の事故後、避難指示が出されている双葉町は、事故発生9日目の3月19日に、町民1000人以上をさいたま市のさいたまスーパーアリーナに集団避難させ始めた。福島県川俣町に移していた災害対策本部などの役場機能も、一緒に再移転させた。避難区域内の自治体が役場機能ごと県外に移転したのはこれが初めてであった。

双葉町の住民約6800人中、東日本大震災後に自主的に町外に逃れた人を除く約2200人は川俣町に避難していたが、3月19日に大型バス40台でさいたま市に向かった。

地域防災計画では、避難所の開設は自治体職員があたることになっている事が多く、避難所となる施設は、地域防災計画により指定され、その施設には防災倉庫が設置され、一定期間の生活に必要な物資をある程度そろえられている。

しかし双葉町など全町が避難区域となった場合、町内に避難所を開設できず、双葉町の住民の約1/3が、町の北西部にある川俣町に町が開設した11ヶ所の避難所に避難していたが、川俣町にも避難指示が出て、3月19日にさいたまスーパーアリーナに集団避難した。さいたまに到着した井戸川克隆町長は同アリーナへの集団避難を決めた理由を「町民が1カ所にまとまって滞在できて、効率的に行政対応できるのがメリット。他の場所も3、4カ所検討したが、最終的に決まった」と説明した。3月末に約2200人のうち約1400は、埼玉県加須市内にある旧埼玉県立騎西高校へ移動し、役場業務も旧騎西高校に移された。

またの約700人は、4月4日から順次、福島県猪苗代町のリステル猪苗代に移った。リステル猪苗代の避難所は、福島県内に双葉町向けの仮設住宅が完成したこともあり、2011年9月30日に閉鎖された。



<http://www.asahi.com/special/10005/TKY201105280162.html>

東日本大震災における地方公共団体情報部門の被災時の取組みと
今後の対応のあり方に関する調査研究【福島県双葉町】
平成23年度 財団法人 地方自治情報センター

http://www.soumu.go.jp/main_content/000156852.pdf

双葉町役場職員は、3月19日にさいたま市のさいたまスーパーアリーナへ移動した。さいたまスーパーアリーナには、新潟県刈羽村からプリンタおよびパソコン各10台が届いており、役場職員は、避難者情報の入力を行った。また、埼玉県が固定電話を手配した。20日以降、NTT 埼玉の支援を受け、町ホームページ（災害版）の立ち上げも行った。

3月31日に加須市内の旧埼玉県立騎西高校へ行政機能を移転した。3月末および4月初旬に自衛隊とともに双葉町へ一時立ち入りを行い、業務に必要な機器やバックアップデータを持ち出し、埼玉支所での業務に利用した。

窓口業務は、埼玉支所（旧埼玉県立騎西高校）にて4月18日から開始し、罹災証明書の発行については、6月22日から開始した。また、10月28日、郡山市内に福島支所を開設した。

市民の皆様へ

2011年3月25日 加須市長 大橋良一

<http://www.city.kazo.lg.jp/cont/s151000/d011100/hpg000008703.html>

また受け入れ側の加須市は、2011年3月21日、加須市双葉町支援対策本部を設置し、支援業務を市において最も重要である通常業務の一部として取り組んだ。広報部（報道機関対応など）、ボランティア部（ボランティア・支援品の受付、管理）、環境部（ごみ、上下水道の相談など）、就労支援部（避難者の就労など）、福祉部（保育、介護、生活保護など）、医療部（医療、保健衛生など）、教育部（幼・小・中学校の就学など）、食糧支援部（炊き出しなど）、現地連絡事務所といった体制で、包括的な支援を行った。

さらにハローワークも、2011年4月5日から双葉町避難所（旧騎西高校）2階でハローワーク行田の出張就職相談を、2013年10月31日まで実施した。

第13回埼玉県健康福祉研究発表会抄録

加須保健所は、旧県立騎西高校に町役場機能ごと避難してきた双葉町への支援活動について、発表した。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0709/documents/518344.pdf>

また双葉町の旧騎西高校への移転に当たって、町長からの要望は「避難所となる高校のなかに診療所を設けてほしい」であったが、設備が不十分であることなどから十分な診療を行えないと関係者間で判断し、代わりに埼玉県加須保健所は、2011年4月から保健室を高校内に設け健康相談やトリアージを行い、慢性疾患の方などは市内5病院に振り分ける体制とした。高校と病院の間は町バスにより巡回を行い、保健室→医療機関の円滑な流れを確保した

福島被災地の児童生徒に対する教育機会の保障
—双葉町の避難先である加須市立騎西小・中の調査から—
2014年7月 谷雅泰、佐藤修司、梅澤希恵
福島大学総合教育研究センター紀要第17号

<http://ir.lib.fukushima-u.ac.jp/dspace/bitstream/10270/4134/1/16-187.pdf>

さいたまスーパーアリーナでは、双葉の教職員が児童生徒の安否確認や連絡先名簿の作成などに取り組んだ。大学生ボランティアによる学習支援や、ボランティアによる卒業を祝う会なども行われていた。

20日に避難先が加須市の旧騎西高校に決定し、受け入れ工事が始まる。23日に地元校での避難児童生徒の受け入れが決定された。騎西小では28日から31日の間に、学用品、ランドセル等の調達や備品等の追加が行われている。

3月31日に旧騎西高校へ町民が移動した。その際、騎西小の児童・保護者・教職員が訪問し、歓迎の意を伝えている。双葉南小の教頭、教諭1名、双葉中の教頭の計3名が、安否確認、連絡先・転学先名簿の作成にあっていた。

4月6日に避難児童・保護者への入学・転入学説明会が開催され、学校見学、学用品等の配布が行われた。4月8日に始業式、入学式が行われる。騎西小校長によれば、当初の受け入れ予定児童数は69名で、小2の1学級増だけであったが、最終的には99名となり、小1と小4でも1学級増が必要となった。

当時は、避難者の出入りが激しく、これからも避難してくる町民が相当数予想される状態であった。逆に、親戚等を頼って避難所を出て行く町民もいて、児童数の把握が難しい状況となっていた。また、双葉南小・北小の児童については、学校・学年・性別・氏名の情報だけしかなく、学習面・行動面の情報がなかったことから、クラス編制が難しく、クラス間で大きな格差が生じる可能性もあった。

騎西小では、学級増に伴う教員の補充を加須市教委・埼玉県教委と協議した結果、4月13日に教諭3名の配置が行われている。さらに、双葉町からは、南小教頭、教員1名、北小2名の計4名が派遣される。5月8日～13日は派遣準備期間とされ、5月9日に騎西小に初出勤している。

2011年6月30日までは、震災に伴い被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名生年月日等を申し出ることにより保険診療を受けられる取扱となっていたが、2011年7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になった。そのため旧騎西高校の双葉町役場埼玉支所で、紛失した保険者証の再交付を行った。また勤務していた企業から離職し避難している者に対しての国民健康保険への加入受付も合わせて行った。

国民健康保険被保険者異動届（記入例）

双葉町長 様

太枠部分に記入・押印してください。

届出人 **双葉 太郎** 印

世帯主・世帯員・代理人 (☎ 090 - 1234 - 5678)

届出日	平成 24 年 10 月 1 日	異動事由	加入(全部・一部) 他保険喪失・後期高齢者非該当・生保非該当 双葉町に住民登録ある住所と世帯主	記号番号	
異動日	平成 年 月 日 記入した日	喪失(全部・一部)	他保険加入・後期高齢者該当・生保該当	国	種 別 一般・退職・混合
住所	双葉町の住所	双葉町大字 新山 字 前沖28	世帯主	双葉 太郎	
避難先の住所 (保険証送付先)	〒347-0105 埼玉県加須市騎西598-1				
フリガナ	異動者氏名	生年月日	性別	続柄	保 険 種 別
1	双葉 太郎	昭和・平成 36年 1月 7日	男	本人	有(本)
2	双葉 花子	昭和・平成 36年 2月 12日	女	妻	有(本)
3	双葉 次郎	昭和・平成 11年 2月 25日	男	子	有(本)
4		昭和・平成 年 月 日	男		有(本)
5			男		有(本)

記入した方の氏名、関係、電話番号を記入し、押印してください。電話番号は携帯電話等の連絡のとれる番号を記入してください。(双葉町の固定電話は記入しないでください。)

現在の避難先を記入。国保加入者については保険証をこの住所宛に送付します。

【この届出には次の書類を必ず添付してください。】
国民健康保険加入の方は次の書類のどちらかを添付してください。
①社会保険等資格喪失証明書原本
②離職票の写し(扶養者がいない場合)
※扶養者がいる場合には②では資格確認できませんので、①を添付してください。

加入および喪失者全員の氏名・生年月日・性別・続柄を記入。

何故、双葉町の避難先は埼玉県加須市になったの

YAHOO! JAPAN 知恵袋

http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1482912124

なぜ埼玉だったかの理由は明らかにされていないが、①県内の重要な都市を他の町村に取られてしまった(当初は浪江町は二本松、大熊は郡山、楡葉などはいわき)、②町長の独断と偏見から(諸説あるが、町長が勝手に決めたことが事実のよう)、③他の県(埼玉、新潟など)から避難場所として使っていていいという話があったから(新潟は雪が多くなれていないということで、気候の似ている埼玉、仕事がたくさんある、物資が届きやすい、など理由はさまざま)が考えられる。

鳥賀陽さんからの福島県双葉町の井戸川町長の話

<http://togetter.com/li/256190>

福島第1原発から断熱材(?)が雪のように降り注ぐ光景を見て、井戸川町長は、福島県双葉町に「死の灰」が降ったと感じた。なすすべもなく、服についた「チリ」を手で払い落とすしかなかったという。そうした「福島第1原発からのチリ」を浴びた町長に「それは危険なものだという認識はあったのですか」と問うと「今でも『もう終わった』と思っている」と応えた。「それはどういう意味ですか」と問い返すと「鼻血がとまらない」と言った。

「ずっと鼻血がとまらない。鼻をかむと今でも血が出る。たらたら垂れることもある。もう乾燥しているんだかなんだかわからない」、「胸から下、すね毛まで毛が抜けてつるつるになった」「銭湯で隣に座ったじいさんが『おい、女みたいにすべすべになっているぞ』というので気づいた」「陰毛だけは大丈夫だった」「体毛がないと肌着がくっついて気持ちが悪い」。

この鼻血に関しては、前双葉町長自身が実名で漫画「美味しんぼ」に登場し、登場人物が鼻血を出す描写が、今回の原発事故が原因でほんとうに鼻血がでたのか、物議を交わした。しかしそれまでは原発推進派であった井戸川町長、おそらく一刻も早く町民を、安全な県外に避難させようと考えたのだろう。

しかし避難所の開設は市町村の仕事ではあるが、それ以降の応急仮設住宅の建設、借り上げ住宅の提供、災害復興公営住宅の建設は、都道府県が主体となって進められる。双葉町のような県外集団避難では、復興のための県との緊密な連携が難しくなる。一刻も早く福島から離れたらいいといった、双葉町の県外集団避難は、多くの問題を生むことになった。



<http://blogs.yahoo.co.jp/ypmdj725/12607786.html>



廊下に置いていた段ボール製の更衣室

<http://blogs.yahoo.co.jp/ypmdj725/12607786.html>



<http://www.tokyo-np.co.jp/feature/tohokujisin/archive/oneyear/photo.html>



<https://www.cataloghouse.co.jp/yomimono/genpatsu/hatakeyama/05/>

埼玉県はプレハブの風呂や洗濯場など、旧騎西高校の施設整備には約1億5千万円かかった。



入浴施設の設置



洗濯機の増設

<http://gamounoriaki.blog76.fc2.com/blog-entry-14.html>

事故からほぼ1年後、町民のうち3222人は埼玉を中心に県外で暮らす一方、3728人は福島県内に留まり、仮設住宅や借り上げアパートなどで生活している。避難所はプライバシーもなく、長期間暮らすための施設ではない。できるだけ早くに応急仮設住宅で暮らす必要があり、災害救助法では、応急仮設住宅の着工は災害の発生の日から20日以内としており、貸与期間は完成の日から2年以内と規定されている。

応急仮設住宅完成戸数（福島県）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/134415.pdf>

双葉町の要請に基づいて、2011年5月31日に福島市さくらに32戸、6月6日会津若松市城前に5戸、7月7日郡山市富田町65戸、7月31日郡山市喜久田町早稲原63戸、8月10日には福島市飯坂町に88戸、郡山市日和田町高倉122戸、白河市郭内に120戸、猪苗代町川桁10戸、8月20日にはいわき市南台に250戸、9月30日いわき市南台に9戸、合わせて764戸の応急仮設住宅が震災後ほぼ半年以内に建設された。

福島・双葉町 住民分断の悲劇 「すべては無料弁当から始まった」

サンデー毎日 2012年3月10日号記事

仮設住宅や借り上げ住宅などでの生活が軌道にのってくると、唯一残った旧騎西高校での避難所暮らしの人との差が、町民を分断させていった。避難所では光熱費が無料であるし、朝昼夕の3食の弁当代も無料であった。

いっぽう仮設住宅や借り上げ住宅では、電気、ガス、水道代が1から1.5万円、食費も2人で5万円ほどかかる。しかも仮設住宅は狭く、また以前住んでいた住宅に比べ、断熱性も悪く寒い。せめて光熱費を無料にしてくれということになってきた。さらに双葉町の町民には東京電力から「精神的損害の賠償」として月10万円を受け取れるが、旧騎西高校の避難者は12万円と2万円多い。プライバシーなど生活環境が考慮されたものであるが、福島県内に残された3728人の町民には、これも納得がいかない。彼らは、町長は議会にかけることなく、役場ごと埼玉に逃げていったと映る。

加須の避難所で弁当有料化 町ごと避難の双葉町 長引く避難、深まる溝

2012年9月7日 産経ニュース（市岡豊大）

<http://sankei.jp.msn.com/region/news/120907/stm12090711010002-n1.htm>

旧騎西高校に避難している福島県双葉町は、2012年9月から、避難所での1日3食の弁当を有料化した。仮設住宅などで自立生活を送る町民が抱く不公平感を解消したい町の意向が背景にあるが、避難所では自炊のための環境が整っておらず、避難町民からは「何のための避難所か」との批判の声も出た。1年5カ月と長期に及ぶ避難生活の中、町民間の対立は深まっている。

8月21日、旧騎西高校で行われた双葉町の井戸川克隆町長と避難町民との話し合いで、町が示した弁当有料化の方針に、町民の不満が爆発した。これまでは、埼玉県が一時的に費用負担する形で弁当業者が1日3食を無料で提供してきたが、9月からは1食350～400円の食券制に変わった。3食計1100円、病人向けの食事は計1250円という。

町は話し合い後、鍋や包丁など調理器具一式を全世帯に配布した。また、今後は4階にある調理室と、

足の悪い高齢者に配慮して校舎と別棟の1階にある調理場も開放する方向で検討している。しかし、校舎の電気容量不足など、自炊環境が整ったとは言い難い。90歳を超える高齢の親族を介護しながら避難生活を送る主婦、渡部三重子さん(64)は「年金暮らしにとって月3万3千円は痛い。自立できないから避難所にいるのに、これでは意味がない」と怒りをあらわにする。

福島県 「県外借上げ住宅制度」を廃止
双葉町主婦の会

<http://www.belhyud.com/100-00-3-006-10-3-1-1-1.htm>

福島県にとっても県民の県外人口流出は、大きな課題であった。借り上げ住宅については、原則として福島県内の住宅を対象としたが、「つくば国家公務員宿舎」などは、「県外借上げ住宅制度」として維持されてきたが、2012年末、福島県が県外人口流出を止めるためとして、議会決定で原発被災者を対象とした新規の「県外借上げ住宅制度」を廃止したこと、そして福島県が茨城県に委託していた「県外借上げ住宅」の受付代行業務の停止を申し入れ、茨城県がそれを受けて「借上げ住宅受付窓口」を廃止したことなどで、「県外借上げ住宅制度」では、新たな受付はなされなくなった。

しかし「県外借上げ住宅制度」廃止後も、特例として、埼玉県加須市の旧騎西高校の避難者については、双葉町からの強い要請もあり、加須市内のアパート等に「県外借上げ住宅」として入居することが認められた。

全村避難となった双葉町の避難者の方々の実情はあまりに深刻
一日も早い長期生活拠点の整備を

伊藤和子 弁護士、国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ事務局長
2013年2月20日

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/itokazuko/20130220-00023562/>

仮設住宅や借り上げ住宅に入居せずに旧騎西高校での避難生活を続けているのは、ほとんどが高齢者である。2年以上にもわたって避難所生活するには、原発事故特有の問題があった。

① 双葉町が強制避難地域であり、長期的な移住・復興計画がまだ策定されていない

双葉町の汚染状況から、長期的に帰還が困難であり、このため、早急に「仮の町」のようなかたちで、長期的に双葉町の住民が移住し、生活できる町や住宅施設が建設される必要があるが、そうした計画が2012年末までの間に全く策定されていなかった。

② 仮設住宅や借り上げ住宅が狭く、それまでの多世代同居が難しい。

旧騎西高校の避難所に残った高齢者の多くは、比較的広い一戸建ての自宅で、子どもや孫と二世帯、三世帯の同居をしていた。一緒に避難してきた子どもや孫の世代は、通学や学習環境の確保などの事情から埼玉県内の借り上げ住宅等に移り住むことになった。借り上げ住宅は狭く、原発事故以前のような多世帯同居ができない。

③ 借り上げ住宅では、ともに助け合った双葉町の知り合いなどとも離れ離れになってしまう。

多世代同居が難しくとなると、家族と離れ高齢者のみですまなければならない。しかも家族から離れるばかりでなく、それまで一緒であった双葉町の知り合いなどとも離れ離れになってしまい、精神的に助け合い、支えあいができなくなってしまい、孤立への不安がある。

④ 東京電力からの賠償金は、住宅ローン返済に消えてしまう。

原発事故により仕事を失い、恒例のため避難先での再就職の機会が得られない人々、特に住宅ローンを負担していた人々の多くは、東京電力からの賠償金は、住宅ローン返済に消えてしまう。仮設住宅や借り上げ住宅に移れば、光熱費や水道代も自己負担しなければならない。避難所ならば温かいご飯ではないが1日3食の弁当が支給される。

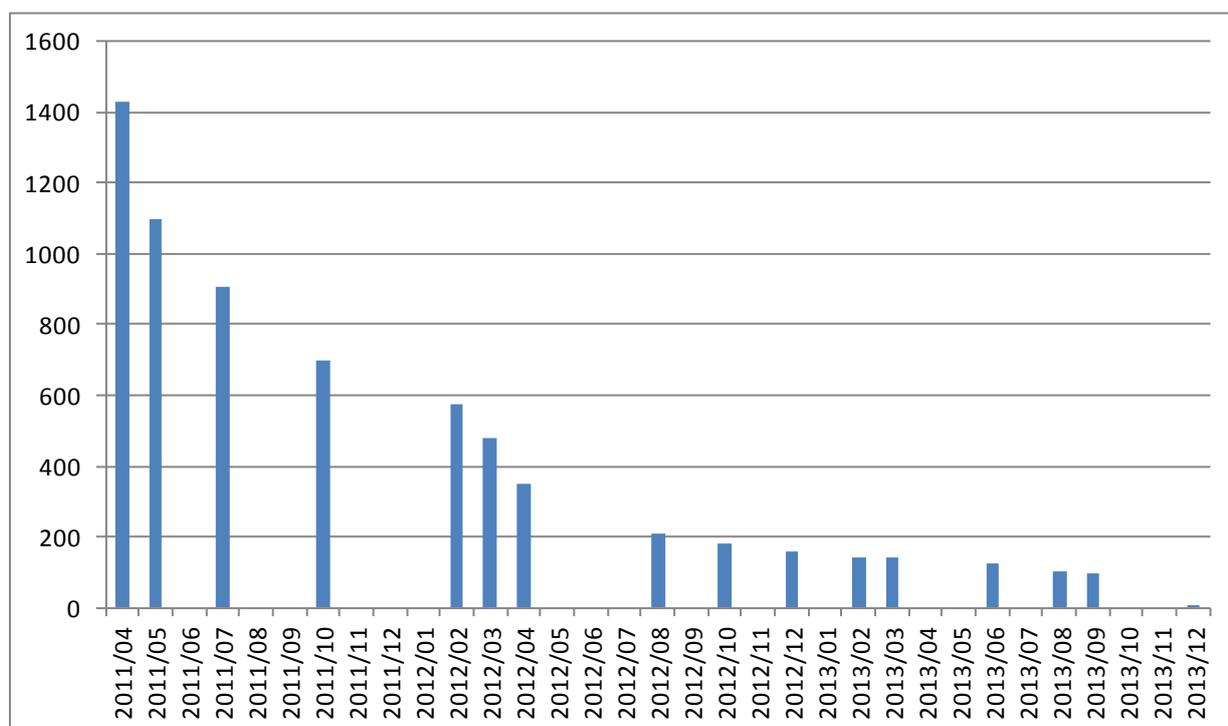
井戸川町長は、2012年11月28日、東京電力福島第一原発事故で生じた汚染土壌を搬入する放射性廃棄物中間貯蔵施設についての福島県と双葉郡8町村の会議に欠席した。この問題をめぐって町議会と対立、12月20日、町議会は町長不信任決議案を議員8人の全会一致で可決した。井戸川町長は12月26日に町議会を解散したが、2013年1月23日に町長辞職を表明し、2月12日に退任した。

追い詰められる、福島・双葉町 123 人の避難民

全国でただ1つ残る埼玉の避難所が閉鎖の危機

東洋経済オンライン 2013年05月26日 岡田 広行 : 東洋経済 記者

震災から2年後の2013年6月17日、ようやく双葉町は役場機能を、福島県のいわき市内に設けた仮設の庁舎に移転した。その時点で役場と同居していた旧騎西高校内の避難所で123人が暮らしていた。それまで旧騎西高校内にあった双葉町社会福祉協議会から入浴や洗濯の支援を受けていたが、社協による対応が難しくなったため、町は借り上げ住宅への転居を勧めた。2013年12月27日、最後の4世帯5人が避難所を退去し、借上げ住宅などに転居した。



旧騎西高校での避難者数の推移（各種資料から岩下作成）

双葉町の県外集団避難は、災害復興の主体である福島県との緊密な連携を損なったが、新天地で仕事を求め、定住を希望する避難民には、大きな踏み台になった。全域で避難指示の出ていた7町村のうち、葛尾村、飯舘村を除く5つの町の原因事故から4年後の避難先を集計したものが次表である。双葉町の県外避難が42%と突出しており、特に埼玉県の12.5%が目立っている。

浪江町（平成27年5月31日現在）	21,000	(%)
福島県内避難者数	14,574	69.4
福島県外避難者数	6,426	30.6
茨城県	1,004	4.8
埼玉県	730	3.5
千葉県	541	2.6
東京都	913	4.3
神奈川県	458	2.2
富岡町（平成27年6月1日現在）	15,206	(%)
福島県内避難者数	10,912	71.8
福島県外避難者数	4,294	28.2
茨城県	603	4.0
埼玉県	548	3.6
千葉県	457	3.0
東京都	704	4.6
神奈川県	396	2.6
大熊町（平成27年11月1日現在）	10,773	(%)
福島県内避難者数	8,202	76.1
福島県外避難者数	2,571	23.9
茨城県	455	4.2
埼玉県	401	3.7
千葉県	245	2.3
東京都	290	2.7
神奈川県	177	1.6
檜葉町（平成27年8月31日現在）	7,368	(%)
福島県内避難者数	6,393	86.8
福島県外避難者数	975	13.2
茨城県	229	3.1
埼玉県	131	1.8
千葉県	119	1.6
東京都	152	2.1
神奈川県	69	0.9
双葉町（平成27年9月1日現在）	6,997	(%)
福島県内避難者数	4,055	58.0
福島県外避難者数	2,942	42.0
茨城県	454	6.5
埼玉県	877	12.5
千葉県	176	2.5
東京都	355	5.1
神奈川県	186	2.7

埼玉県における県外避難者とその支援の現状と課題

法政大学（西城戸 誠・原田 峻）

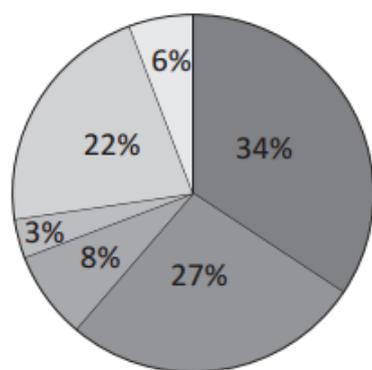
http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/9668/1/14_nkr_15-1_nishikido_harada.pdf

法政大学東日本大震災復興支援研究助成金を受け、西城戸・原田が実施した「県外からの避難者アンケート調査」は、岩手県まで茨城県までの避難者を対象にしたものであるが、(2012年12月調査231人(双葉町21人)、2013年12月調査141人(双葉町13人)県外からの避難者の今後の生活の予定に関しては、興味ある結果となっている。「埼玉県に定住したい」という回答2012年の27%から2013年の37%に増加している。

「地元県に帰りたいが時期は決められない」と「地元県に帰る予定がある」は、2012年の42%から2013年の27%に増加している。この調査の1年の間に「地元県に帰る予定がある」は、帰ってしまい、残りたい人だけが残ったと考えれば当然の結果であるが、震災から2年9ヶ月後に、埼玉県に避難してきている人の37%が、「埼玉県に定住したい」と考えているのは、注目される。

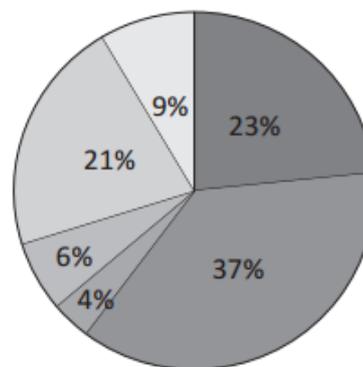
2012年末、福島県が県外人口流出を止めるためとして、議会決定で原発被災者を対象とした新規の「県外借上げ住宅制度」を廃止したが、いったん県外に避難すると、地元県に帰らない人が多くなると、自主避難はともかく公的支援による県外避難は難しくなってくる。

図6a. 今後の生活の予定(2012年)



- 地元県に帰りたいが時期は決められない
- 埼玉県内に定住したい
- 地元県に帰る予定がある
- 地元県・埼玉県以外の都道府県に定住したい
- その他
- 無回答

図6b. 今後の生活の予定(2013年)



- 地元県に帰りたいが時期は決められない
- 埼玉県内に定住したい
- 地元県(自宅)に帰る予定がある
- 地元県(自宅以外)に帰る予定がある
- その他
- 無回答

[富岡町と広野町の集団避難]

東日本大震災による県外避難者に対する自治体対応と支援

— 埼玉県自治体を事例として —

2013年 法政大学 西城戸 誠・原田 峻

http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/8333/1/13_nkr_14-1_nishikido_harada.pdf

県外避難者の避難パターンの一つに「集団避難」がある。先に述べた、役場機能ごとさいたまスーパーアリーナ（後に、加須市の旧騎西高校）に避難した双葉町の事例以外にも、埼玉県では福島県富岡町の住民が埼玉県杉戸町とその周辺自治体に、福島県広野町の住民が埼玉県三郷市に集団避難した。

このような被災していない自治体と被災自治体を対にして支援を継続的に行うことを「対口支援」（たいこう＝1対1対応）という。2008年の中国・四川大地震で用いられた被災地の支援手法であり、何らかの縁を基に友好関係や姉妹関係がある自治体を、単に友好交流にとどめるのではなく、災害などの危機の際に行政機能のサポートを行う、行政組織の水平補完機能といってもよい。

ここで、埼玉県における「対口支援」の2つの事例を見てみよう。

杉戸町から富岡町への対口支援

一つ目の事例は、埼玉県杉戸町による福島県富岡町への支援である。富岡町と杉戸町との交流は、1996年から少年少女ソフトテニスの交流からスタートし、2002年からは小学生の国内交流事業として、1年おきに交互に小学生のホームステイが始まった。2006年には、町の役場職員の幹部の交流、翌年には杉戸町の町議会議員や役場職員が富岡町を訪問し、友好都市の機運が高まった。

その結果、2010年11月に国内友好都市となり、商工会議所主催の産業祭でも富岡町のブースが設けられた。両町は、文化交流、スポーツ交流、経済交流、行政課題への統一行動といった点を軸にして友好都市となった。災害協定を締結するには至らなかったが、何か災害があれば対応するという事になっていた。

震災以降の杉戸町の対応は、次の通りである。地震発生翌日の12日、杉戸町はワゴン車2台に食料とおむつ、簡易トイレ、ブルーシートを積み込み、役場職員と町議会議員で富岡町に向かった。杉戸町長の決断と、これまで富岡町との交流に関わってきた町議会議員の働きかけが関係している。15日に杉戸町役場が義捐金箱を設置したが、富岡町への義捐金は1000万円以上集まり、震災全体への義捐金（650万円）を上回ったという。この点からも杉戸町民の富岡町に対する支援の大きさが窺える。3月16日の早朝に福島県富岡町長から埼玉県杉戸町長への応援要請の電話があり、同日午後には杉戸町からバスが7台派遣され、県外への避難を希望する住民200名が埼玉県へと避難した。その際、隣接する幸手市・宮代町に応援を頼み、4か所の避難所を開設した。

杉戸町役場では、秘書政策課に庁内各部署から横断的に職員を集め、支援チーム（11名体制）を作り、避難所の対応を行った。国内交流を担当していた秘書政策課が避難者の受け入れを担当した背景は、杉戸町の防災部局が町内の被害や計画停電の対応を行っていたためである。地震により、杉戸町も屋根瓦が壊れた家屋（377件以上）や、停電（100世帯）と行田浄水場の停電による断水、計画停電、水道水の放射線の問題などが発生しており、町としてこれらの災害対応にも迫られていたのである。

避難所における避難者の健康管理については杉戸町の保健師が対応するなど、避難者対応は杉戸町が一括する形で行われた。加えて、富岡町からも職員が7名同行してきたため、富岡町民に直接的に関わることは富岡町職員が対応し、杉戸町役場としては受け入れ対応はしやすかったという。ただし、富岡町からの避難者からすると、富岡町職員が一つ一つ富岡町役場からの指示を仰ぐ必要があり、その意思決定の遅さには不満の声が上がっていた。埼玉にいた避難者は福島県内にいる別の富岡町民から携帯電話等によって、常駐した富岡町職員が伝えられていない情報を迅速に知っていたからである。

また、避難者対応に関連するボランティアの受け入れは社会福祉協議会が行っていた。避難所の食事は、食堂や自治会からの提供のほか、4月下旬頃から埼玉県が災害救助法を適用したため、3食の食事は食堂が提供、米は避難者が炊くというスタイルに変わった。4月に入り、杉戸町は、住民参加推進課が併任辞令を受けて避難者の対応を担うようになり、杉戸町内にある公営住宅25戸を富岡町民用応急仮設住宅として借り上げ、入居を開始させた。5月上旬に隣接の宮代町の避難所は閉鎖し、7月上旬には避難所になっていたすぎとピアが閉鎖されたが、杉戸町は9月中旬まで避難所を閉鎖せず、これは富岡町の避難所30箇所の中で最後の方だった。この施策も杉戸町長が「最後まで避難所を残す」という決断があったといわれる。

三郷市から広野町への対口支援

2つ目の事例は、埼玉県三郷市による福島県広野町への支援である。三郷市の防災関連の職員が広野町のマラソン大会に参加するなどスポーツ振興や、特産物の販売などを中心とした産業振興を行っていたが、2008年に災害時における相互応援に関する協定を福島県広野町と埼玉県三郷市は締結していた。もっとも、「三郷市が（広野町に）いくことはあっても、受け入れることはないと思っていた」とう三郷市職員の声があるように、三郷市としても避難者の受け入れは「想定外」であった。

三郷市内の地震による被害はそれほど大きくはなかった（軽傷者が2名程度、ブロックが倒れる被害が100件）が、帰宅困難者と、高齢者、外国人向けの避難所の開設を行った（2日間で閉鎖）。

一方、3月11日に、広野町町長から救援物資の依頼があり、12日に食料、毛布を、13日に給水車を三郷市が広野町に配送した。この時電話が通じなかったため、Twitterで情報のやりとりをしたという。16日に広野町から避難所設置の要請があり、三郷市内の瑞沼市民センターに避難所を開設、17日にバスで迎えに行き、95世帯、178人が避難した。バス以外にも自家用車で三郷市に向かう広野町民も多く、最大106世帯298名が避難所に滞在した（2011年4月1日）。広野町の職員も同行し、常駐職員は4人存在した。

3月17日以降、ボランティアが大勢集まるとともに、炊き出しも開始され、18日からは健康ランドの支援により入浴も可能になった。避難所の体育館では、仮設のトイレや洗濯機の設置、授乳や子供の夜泣きの待避場所の設置など、女性避難者への配慮も心がけたという。そして、4月以降は、7月末まで続いた避難所の運営および借り上げ住宅へ移行に伴い、生活支援や就労斡旋、避難者への見守りを行った。

避難所における支援が円滑に進んだ背景には、阪神淡路大震災の支援の経験を持った三郷市安全推進課のOBの存在がある。また、災害時の配慮が忘れがちな女性へのケアが可能になったのは、女性職員が配置されたためである。古川（2000）は、災害常襲地域では災害経験のある職員が多数おり、初動体制において迅速・的確な対応が期待できるため、行政の人事当局は経歴をデータベース化し、職員に危

機管理業務を何回か経験させるとともに、主要部局には管理・判断能力の高い人物を組み合わせて配置することが重要であると指摘している。

三郷市でも、災害対応の経験者の的確な組織的配置が、想定外の対応が可能になった条件であるといえるだろう。そして、三郷市の避難者対応を総括したのは、企画総務部安全推進課であった。企画総務部の中で昇格して課になったこと、他の自治体では危機管理部門が対人サービス部門と切り離されている傾向がある中で、企画総務課の一セクションに位置していたことによって、避難者支援の全体像を把握し、柔軟な支援が可能になったのではないかと考えられる。

帰省・疎開の奨励・あっせん

避難者に係る対策の参考資料

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/senmon/shutohinan/pdf/sanko01.pdf>

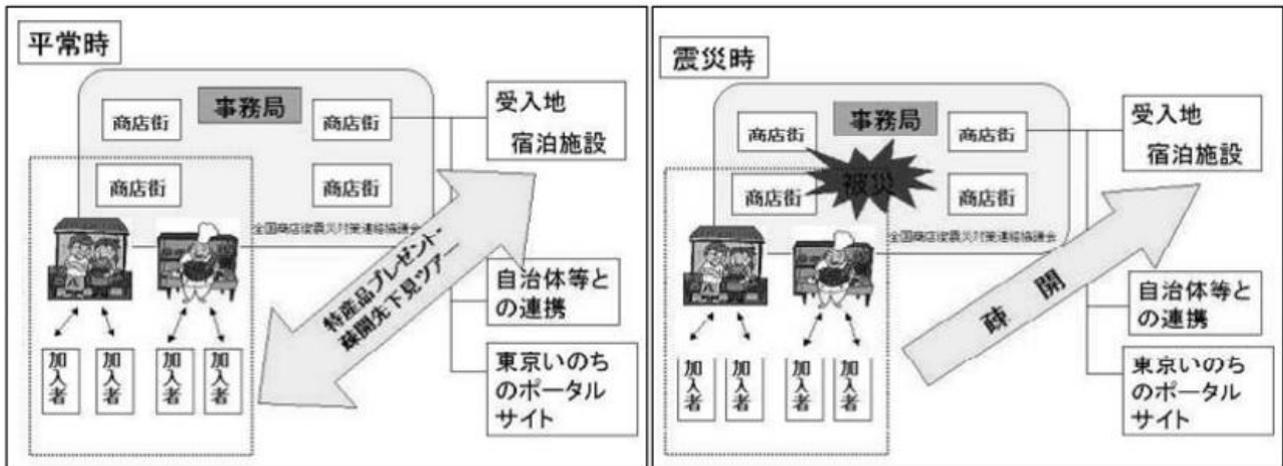
被災地外の親類・知人・友人等を頼って帰省・疎開することにより、避難所への避難者数が低減する可能性がある。地方自治体の取り組みとして、姉妹都市応援協定や相互応援協定等により被災者の疎開の円滑化を図っている事例がある。

施策例1＝相互応援協定による「一時収容のための施設提供」（豊島区）

豊島区では、山形県遊佐町、岩手県一関市、福島県猪苗代町、埼玉県秩父市・三芳町、群馬県神流町、新潟県堀之内町、茨城県美和町、栃木県那須町及び岐阜県関市と、被災者の一時収容のための施設の提供をはじめ、食料等の物資提供、資器材提供、職員派遣等の相互応援協定を締結している。

施策例2＝震災疎開パッケージ（全国商店街震災対策連絡協議会）

平時にパッケージを購入しておくことにより、震災で被災した場合に、全国の受入れ施設に疎開することができる「震災疎開パッケージ」の取り組みがある。この仕組みでは、震災が起こらなかった場合には、各地の特産品が提供されるほか、平時から疎開先下見ツアーが行われている。



(全国商店街震災対策連絡協議会ホームページより)

<http://www.shoutengai-sinsai.com/>

震災疎開パッケージの制度内容

年会費 = 1 人年間 5,000 円 (小学生以下は年間 3,000 円)

疎開対象期間 = 1 月 1 日より 1 年間 (毎年更新)

疎開開始条件 = 地震、噴火、津波を原因とする災害救助法が適用された地域の加入者

疎開費用 = 中学生以上 1 人 30 万円 (上限)、小学生以下 1 人 15 万円 (上限)

販売先 = 全国商店街震災対策連絡協議会 (全国各地にある商店街の中で、震災対策活動や震災を切り口にした地域間交流活動の取り組みに賛同した商店街メンバーの集まり) の正会員となっている商店街等 (31 箇所: 2006 年 11 月末現在) で販売しているほか、オンラインでの購入もできる。

疎開先 = 北海道・東北エリア 77 箇所以上、関東エリア 10 箇所、甲信越エリア 32 箇所以上、東海エリア 1 箇所、関西エリア 2 箇所以上、四国エリア 3 箇所、九州エリア 1 箇所 (2006 年 11 月末現在)

(全国商店街震災対策連絡協議会ホームページより)

<http://www.shoutengai-sinsai.com/>